

須崎市漏水に対する水道料金の減免取扱要綱

平成17年7月1日

須崎市訓令第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、須崎市水道事業給水条例（昭和50年須崎市条例第8号）第28条の規定に基づき、地下埋設管等において漏水があった場合における水道料金の軽減又は免除（以下「漏水減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる漏水)

第2条 漏水減免ができる漏水は、次のいずれかに該当する漏水とする。ただし、その発見が容易であると判断されるとき、給水装置の使用者若しくは管理者（以下「使用者等」という。）が漏水の事実気付きながら放置していたとき又は使用者等が給水装置等の設備の維持管理を怠ったことにより漏水したとき等で、市長が漏水減免することは適当でないと判断したものを除く。

- (1) 地下埋設管からの漏水
- (2) 壁体又は床下における漏水
- (3) 市の施行した工事等が起因となった漏水
- (4) その他市長が特に必要と認めた漏水

(減免の対象期間)

第3条 減免の対象となる期間は、漏水量の多い連続する3ヵ月分を限度とする。

(減免水量の算定)

第4条 漏水減免する水量は、別表に定める基準に基づき算定した水量とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第3号の漏水は、漏水した水量を免除する。

(水量の端数計算)

第5条 水量計算に1立方メートル未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てて計算するものとする。

(減免の申請)

第6条 漏水減免を受けようとする者は、水道料金減免申請書（別記様式）に所定の事項を記入し、市長に申請しなければならない。

(減免の承認又は却下)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請書に記入された漏水箇所及び修理の事実等について調査し、承認又は却下の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により承認又は却下の決定をしたときは、直ちにその決定結果を申請者に通知しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

漏水減免による使用水量の算定基準

算式
$C = A - (A - B) \times 1 / 2$

備考

- 1 A：漏水時の検針水量
- 2 B：修繕後3ヵ月の平均水量
(ただし、プール等の使用により毎月の水量に著しく変化がある場合は、この限りでない。)
- 3 C：漏水減免後の認定使用水量